平成21年3月号

社会保険労務士

杉浦事務所便り



ご連絡先:〒060-0041

札幌市中央区大通東2丁目8-5 プレジデント札幌ビル5階

電話: 011-207-7771 FAX: 011-207-7772 e-mail: k.sugi@sr-roumu.com URL http://www.sr-roumu.com

すぎうらブログ随時更新中!http://ameblo.jp/sr-sugi/

大手企業の人員削減で中 小企業に人材獲得の好機

◆中小企業にチャンス到来?

大手企業による非正規社員の 削減や内定取消しが相次いで報 道されていますが、中小企業がこ の機会を「人材獲得の好機」とし て捉え、自社の体制強化のため、 積極的な採用に乗り出す動きが 見られるようです。

◆なぜ今が人材獲得の好機な のか

最近、業績悪化などを理由に他 社に内定を取り消された新卒者 や雇止めにあった非正規社員ワークなどを通じて募集をかけ、採用 活動を活発に行う動きが見らず 活動を活発に行う動きが見いれます。これまで、優秀な新さ大手に囲い込まれてって 者は大手に囲い込まれてってため、中途採用で人材を賄ってにより中小企業は多く、業績悪化せばする 学生が増えると見込み、優秀な当り 生を確保したいと考える企業も 多いようです。

また、「景気回復時に備えて戦力を育てておきたい」、「組織力を底上げする意味でも若い人材が必要」と考える中小企業の経営者も多く、景気が回復すれば再び中小企業は採用難になる可能性が高いだけに、現時点で少しでも余裕のある企業は採用活動に力を入れる傾向にあります。

働く側の意識にも変化が見え 始めており、会社の知名度や規模 だけに捉われず、事業内容や財務 内容を見定めたうえで、中小企業 を就職先として選ぶ人も増えて きているようです。規模は小さく ても経営が安定し、成長分野の事 業を持つ企業の募集に応募者が 殺到するケースも見受けられま

◆厳しさの中での採用活動は いかに

景気後退を逆手に、優秀な人材 獲得の好機として採用活動を積 極的に行う中小企業もあれば、や はり大手企業と同様に、人員削減 を実施しなくては苦境を乗り切 れない状況にある中小企業も現 実には多く存在します。厳しい現 状の中で、採用活動に多くの費用 と時間をかけることができない 企業も多いかもしれません。

しかし、積極的な採用によって、特定の年齢層の社員が不足しがちという中小企業特有の問題を改善できるチャンスとも考えられます。また、何よりも若い力を取り入れることにより、組織活性化や職場風土改善の起爆剤となり、将来の会社の屋台骨をささえる"人財"を育成できる可能性も秘めています。

非常に厳しい状況ではありますが、優秀な人材を獲得できる好機と言われている今、長い目で見ると「将来への投資」として採用活動を行うことにも大きな意味があるかもしれません。

女性の職場復帰を 後押しする「保育ママ」

◆増加する育児休業終了後の 職場復帰

育児休業が終了して職場復帰する女性も最近ではめずらして、女性がなくなりました。しかし、女性が職場復帰する際に必ず直面する問題があります。それは、「自分の子供を安心して預かってくれる託児所や保育園があるか」ということです。「職場復帰はしたいけれど、保育園の定員がいっぱいで空きが出るまで待つしかない」などといった声をよく耳にします

◆改正児童福祉法による「保 育ママ」活用促進

現在、保育所への入園を待機している児童が全国で2万人ほどいると言われており、その受け皿として、自宅で少人数の乳幼児を預かる「保育ママ」(家庭的保育)の存在が注目を集めています。「保育ママ」とは、保育士などの資格を持つ人が、仕事などの理由で子どもの面倒を見られない親に代わって自宅などで乳幼児を預かる仕組みです。

2008年11月に成立した改正児 童福祉法では、この保育ママを制 度化し、国が基準などを定め、市 区町村に2010年から保育ママの 活用を促すことが明文化されま した。しかし、まだまだ保育ママ の利用は一般的ではなく、認知度 も低いのが現状です。

国は補助金を出して後押しも



していますが、自治体独自のも のを含めても、保育ママの数も 利用児童の数もまだまだ少ない ようです。

◆保育ママ普及のためには 何が必要?

保育ママの利用がなかなか進まない最大の理由は、利用する保護者の「保育ママ利用への不安」です。保育施設ではなく他人の家に預けるというスタイルへの不安、保育者の人数が少なくすべての子供に目が行き届くかなどの不安が挙げられています。

保育ママの普及には、預ける 親に十分に安心できる情報を、 えて不安感を解消することが不可欠です。一部では、利用者の不安始が不可なが不可欠がない。一部では、利用者の不安始が施入されため様々な、自治体がが、ます。し、保育ママに認可保を関し、保育ママに認が、自治体がが、まず、との連携や補助員の活用を図ることです。

国も保育ママの活用のために 本格的に動き始めました。厚生 労働省は、保育ママ普及に向け てガイドライン策定の検討会を 立ち上げ、自治体ごとにばらば らだった保育ママの要件や研修 内容を統一し、普及を後押しす る動きを見せています。

保育ママの活用が一般的になれば、職場復帰をする女性の悩みも減り、職場復帰を考える女性も増えてくるのではないでしょうか。

「退職届の撤回」をめぐ るトラブル

◆労使間の退職時トラブル

退職の際に労使間でトラブルが生じることがあります。最近では、在職中に転職先を決めていたが、転職先の企業の経営状況悪化などの理由により、提出した退職届を撤回したいと申し出てくる労働者とのトラブルが発生することもあるようです。

◆退職届を撤回できるかの判断

退職届には、労働者側から一方 的に労働契約を解消する解約告 知としての「退職届」と、労働契 の合意解約の申込みとしての 「退職願」の2つのケースがあり ます。前者の「退職届」の場合され を者の「退職願」の場合は、撤回できる場合がありまで は、撤回できる場合がありまで は、撤回できる場合の退職や は、が回できる場合の承認 果により発生するものとされて合 により発生するものとされて の承認できるのと考えられています。

労働者が退職届を直属の上司に提出したものの、上司がそれを預かったまま人事部長など決定権のある人へ決裁を上げていても、撤回を場合についても、撤回を受け取った者が承認の権限を持つかどうか、そして、それを正式に受け取ったのか、預かりで受け取ったのかが撤回できるかどうかの決め手となります。

◆トラブルを未然に防ぐためには

労働者が退職届を提出した後、会社がそれを「承認された状態」

なのか「預かりの状態」なのかを曖昧にしておくと、すでに新たな労働者の採用を決めていたケケースなした、労働者から「退職届を撤回しずい」と申出があった場合にトラブルに発展する可能性があります。として発展する可能性があります。として発展を受け取った場合へ合意退職では、承認や承諾をして合意という意味の通った。といり、関本などを作成して労働者にあった。と対して、退職届を撤回することができます。

何事もトラブルが起こってから 対応するのではなく、予測されるト ラブルを未然に回避する方策を考 えておくことを、常に意識しておき たいものです。

○新設助成金のご紹介○

「派遣労働者雇用安定化特別 奨励金」

6カ月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に派遣労働者を無期または6カ月以上の有期(「更新有」の場合に限定)で直接雇い入れる場合で、労働者派遣の期間が終了する前に派遣労働者を直接雇い入れる場合に、奨励金が支給されます。

支給額は、期間の定めのない労働 契約の場合は最大で 100 万円 (大 企業は 50 万円)、6カ月以上の期 間の定めのある労働契約の場合は 最大で 50 万円 (大企業は 25 万円) です。

なお、この助成金は、平成 21 年 2月6日から平成 24 年 3月 31 日までと期間が限定されています。